

ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション

協賛企業賞 協賛要領

(目的)

第1条 この要領は、ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション(以下「CHIBA ビジコン 2019」という。)の趣旨に賛同する法人やその他団体(以下「企業等」という。)が、CHIBA ビジコン 2019 の協賛企業賞に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。なお、当該協賛企業賞は、ちば起業家応援事業の受託者が設置する「ちば起業家応援事業実行委員会」が募集を行うものです。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が CHIBA ビジコン 2019 の協賛企業賞受賞者に対して行う副賞の提供に関する行為をいう。

2 前項に規定する副賞の協賛品は、起業支援につながる商品・サービスとし、協賛を行う企業等とちば起業家応援事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が協議し決定する。

(募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、実行委員会が別に定める。

(協賛の申込)

第4条 企業等は、ちば起業家ビジネスプラン・コンペティション協賛企業賞申込書(以下「申込書」という。)を実行委員会に提出するものとする。

2 申込書は、ちば起業家応援事業の Web サイトからダウンロードし、記入のうえ、実行委員会まで郵送あるいはメール等にて申し込むものとする。

(協賛の決定)

第5条 実行委員会は、第4条の規定による申込みがあったときは、第6条に規定する審査基準に基づき審査し、その結果をちば起業家ビジネスプラン・コンペティション協賛企業賞 可否決定通知書により通知する。

2 実行委員会は、審査後、協賛が適当ではない事例が生じたときは、第7条の特典を取り消すことができる。

(審査基準)

第6条 実行委員会は、申込内容が次の各号のいずれかに該当しないか審査する。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張を訴求するもの
- (6) その他、実行委員会が不適当と判断するもの

(協賛の特典)

第7条 第5条の通知を受けた者（以下、「協賛者」という）の特典は別表のとおりとする。

(受賞者の決定)

第8条 協賛者は、CHIBA ビジコン 2019 の応募書類を実行委員会から受領後、すみやかに受賞候補者を決定する。

2 協賛者は、決定した受賞候補者を CHIBA ビジコン 2019 協賛企業賞審査結果報告書により、実行委員会に報告をする。

(協賛品の提供)

第9条 協賛者は受賞者決定後、1か月以内に協賛品を受賞者に提供するものとする。

2 協賛者は、受賞者に協賛品を提供後、すみやかに実行委員会に協賛品提供報告書を提出する。

(協賛者の責任)

第10条 協賛者は、協賛品の内容に責任を負うものとする。

(協賛品の返還)

第11条 納品された協賛品は、返還しない。ただし、協賛者の責めに帰すことのできない理由により、協賛できなかつたとき（受賞の辞退等）は、この限りでない。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この改正要領は、平成 30 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この改正要領は、令和元年 5 月 10 日から施行する。

別表

協賛者特典

- ・ 協賛企業賞名の決定
- ・ CHIBA ビジコン 2019 の Web サイト、ポスター、チラシ等広告物への協賛者名又はロゴの掲載
- ・ ちば起業家応援事業の Facebook ページでの協賛者の紹介
- ・ ちば起業家大交流会（幕張メッセ 2020 年 1 月 30 日開催）でのブース設置
- ・ ちば起業家大交流会での表彰式への出席